

鳥取県告示第667号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を指定したので、鳥取県身体障害者福祉法施行細則（平成6年鳥取県規則第17号）第3条の規定により、次のとおり告示する。

平成22年11月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診 療 科 目	診断に係る障害の範囲	氏 名	勤 務 先
内科	肝臓機能障害	谷口 英明	鳥取市の場一丁目1 鳥取市立病院
”	免疫機能障害	田中 孝幸	鳥取市江津730 鳥取県立中央病院
外科	心臓機能障害 呼吸器機能障害	井上 明彦	米子市西町6 医療法人育生会高島病院
”	小腸機能障害 ぼうこう又は直腸機能障害	星野 和義	米子市両三柳1880 医療法人同愛会博愛病院
神経内科	肢体不自由	田頭 秀悟	米子市皆生新田一丁目8-1 山陰労災病院